

第6章 環境像を実現するために（計画の推進）

第1節 計画を推進し、進行管理するための組織

本市の目指すべき環境像「緑豊かで秩序あるまちー自然と共生した環境のまちー」の実現のためには、すべての主体が環境の保全および創造に関する自らの責務と役割を認識し、自主的かつ積極的に取り組まなければなりません。また、各主体の取り組み内容、取り組み状況などについて理解し、相互の連携を進めることが大切です。

本計画を推進し、環境像の確実な達成を図るための進行管理について以下に示します。

● 環境審議会

環境基本計画にもとづいた施策の実施状況などについて、公正かつ専門的な立場から調査・審議し、必要に応じ、見直し・改善の答申を行います。

● 環境基本計画推進事務局（環境担当課）

環境担当課が環境基本計画推進事務局として、市、事業者、市民及び滞在者の取り組み状況を取りまとめ、環境審議会へ報告し、その結果をホームページにて公表します。

● 市民環境会議

市民だけでなく、事業者の代表者も含め、さくら市環境基本計画にもとづく、市民・事業者の具体的取り組みの実施推進を図ります。

環境リーダーとしての経験を生かし地域での取り組みの推進や環境に関するイベントの企画・立案を行い、市が行う環境施策に対する市民・事業者の立場からの提案を行います。

また、市民・事業者の取り組み状況を確認・検討し、市へ報告する役割も担います。

● 庁議

市が行う施策について、妥当性・有効性・効率性の視点から評価し、業務改善を行います。

● 策定委員会

計画の策定・変更時においては市民・事業者の代表として計画の検討を行うとともに、次期計画策定までの間、各主体の取り組み状況を確認し、本計画の進行管理を行います。

計画の進行管理体制

計画 (Plan)

環境基本計画

実施 (Do)

関係各課等は環境基本計画にもとづく取り組みを計画的に行い、その結果を庁議にて確認・評価します。

市の取り組み

市民・事業者の取り組み

関係各課等

市民・事業者

庁議

市民環境会議

市民・事業者は環境基本計画にもとづき自発的に行動します。

市民環境会議は環境リーダーとして積極的に行動するとともに、市民・事業者の取り組み状況を確認・検討します。

点検・評価 (Check)

策定委員会

各主体の取り組み状況を毎年確認します。

報告

環境基本計画推進事務局 (環境担当課)

報告

環境審議会

審議

事務局は各主体の取り組み状況を環境審議会に報告し、ホームページで公表します。

環境審議会は各主体の取り組み状況を審議します。

改善・見直し (Action)

公表

ホームページ

これらの点検・評価は毎年実施することとします。

第2節 計画推進のための環境整備

本計画にもとづく取り組みを着実に進め、目指すべき環境像を実現するためには、各主体の自主的な取り組みはもとより、協働と役割に応じた参画の推進、取り組む場の提供、財政上の措置など本計画推進のための環境整備が必要です。これらの環境整備について以下に示します。

● 各主体の協働と役割に応じた参画の推進

市、事業者、市民及び滞在者は自主的な取り組みはもとより、協働による取り組みの推進を図るとともに、各主体の役割に応じた取り組みへの積極的な参画が必要です。市は、環境基本計画の目的および内容について、事業者、市民及び滞在者などに対して広報するとともに、その趣旨の徹底に努め、本計画の推進を図ります。また、事業者、市民及び滞在者の自主的な活動を支援するため、市は情報の提供、各主体間のネットワークづくりの支援など、必要な措置を講じます。市は、全ての部局がそれぞれの分野で、環境基本計画にもとづき施策として位置づけ、計画的かつ積極的に展開を図ります。

● 環境情報の収集・整備および発信の推進

本計画にもとづく施策を計画的に推進するためには、環境に関する最新かつ確実な情報の収集・整備が必要となります。環境情報に関する収集・整備は、産業活動やライフスタイル、社会変化等により、様々に変化する環境影響や、新たに発生する問題を的確にとらえ、迅速かつ正確に発信することが、複雑化・広域化する環境問題に対処するため必要です。市はもとより、事業者、市民及び滞在者においても環境情報に関する収集・整備および発信に努めます。

特に市は、環境に関する情報の収集、分析および提供方法の検討・整備に努め、インターネットや広報など有効な手段による事業者、市民及び滞在者への情報の提供・発信に努めます。

● 国および地方公共団体との連携

環境問題に境界はなく、特に河川や廃棄物、地球温暖化など、広域的な取り組みを必要とする施策については、国および県などの地方公共団体と連携し、効果的な推進を図ります。

● 財政的措置

施策の重要性・緊急性やその効果、さらには地域の環境の変化などを総合的に勘案し、また目指すべき将来像を実現するため必要な事項については、財政的措置を図り、推進していきます。